

北海道の死亡野鳥から 低病原性鳥インフルエンザが検出されました

令和3年10月26日に北海道旭川市で回収された死亡野鳥（マガモ1羽）からH5亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。また、本年10月に韓国の野鳥糞便からもH5亜型低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。日本への渡り鳥の飛来は始まっており、農場への鳥インフルエンザウイルス侵入のリスクが高まっています。飼養衛生管理の見直し・再徹底、消石灰散布等を実施し、ウイルスの侵入および本病の発生に対する警戒をお願いいたします。

伝染病の侵入・まん延を防ぐために

- ☑衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ☑衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ☑衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ☑家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ☑家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ☑野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ☑ねずみ及び害虫の駆除



野生動物侵入対策

- ☑野生動物を誘因するような餌が農場内にこぼれていないか確認！
- ☑農場周辺の物の整理や草刈り等、野生動物が隠れられる場所を減らす



家きんに異常があった場合は、 速やかに家畜保健衛生所に通報してください！

特定症状以外や、死亡羽数の増加が比較的緩やかな場合もあります。平時から健康観察を行い、いつもと様子が違ったり、異常を発見した際は直ちに家畜保健衛生所までご連絡下さい！

高・低病原性鳥インフルエンザ
 ≪特定症状≫
 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下、5羽以上のまとまった死亡など



死亡率の増加
 ←



顔面・とさかの浮腫・チアノーゼ
 ←

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。